

豊中市条例第46号

豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(管理者)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員</u>でなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する<u>主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)</u>でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>

(豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年豊中市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>3 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第2条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>3 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第2条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>4 <u>令和3年4月1日</u>以後における前項の規定の適用については、同項中「第2条」とあるのは「<u>令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第2条</u>」と、「<u>介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する</u>」とあるのは「<u>引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を</u>」とする。</p>
<p>4 (省 略)</p>	<p>5 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。